

補助対象経費	補助率
(1) 交付対象施設設備の施設の改良及び新設工事に要する経費	2分の1以内
(2) 交付対象施設設備に係る水道局への編入のために必要な改良工事及び分水工事に要する経費	3分の2以内
(3) 交付対象施設設備の災害復旧工事に要する経費	4分の3以内